

平成 30 年度 第 1 回 南島原市入札監視委員会 概要報告書	
開催日時	平成 30 年 8 月 27 日（月）午後 2 時 00 分～午後 3 時 40 分
開催場所	南島原市役所 西有家庁舎 3 階 D 会議室
審議内容	1. 開会 2. 抽出案件の審査・質疑応答 (1) 市道出水路木線道路改良工事（出土工区） (2) 原城跡崖面崩落防止工事（B－3 工区） (3) GRセミナリヨ線灌漑配水パイプ移設工事 (4) 市道塔之坂線外整備工事 (5) 原城温泉真砂非常用発電機改修工事 (6) 多目的運動広場実施設計業務委託 3. 質疑案件 (1) 入札辞退が多いように思われる要因は。 (2) 工事の案件について、全体的に予定価格超過での不落が多く見受けられるが、その原因と対策はどうされるのか。 (3) 特に、道路改良等の土木事業で、事業者の予定価格の積算に差異が無く、最低制限のランダムが 1. 0 を超えた時、多くの失格が出て、まさに「クジに当る状況」が生じています。こうしたことの問題点はないのでしょうか。 4. 総合評価落札方式 ・履行確実性評価方式について 5. その他 6. 閉会

出席者 (委員)	委員長 梅本 義信	委員 中村 良治
	委員 本田 博徳	委員 岩本 公明
(南島原市)	副市長 山口 周一	
	総務部長 渡部 博	
	総務部 管財契約課	
	課長	山崎 繁光
	契約班長	隈部 修司
	契約班	敷島 和章
	企画振興部 商工観光課	
	課長	山口 篤弘
	観光振興班	中島 英治
	世界遺産推進室	
	室長	内田 繁治
	世界遺産推進班	伊藤 哲朗
	農林水産部 農村整備課	
	課長	浅野 工
	農地防災班	永野 裕馬
	建設部 建設課	
	課長	柘植 善和
	建設改良班長	末吉 和友
	維持防災班長	濱田 秀人
	教育委員会 スポーツ振興課	
	課長	泉 淳一郎
	スポーツ振興班	金子 道和

【議事】

意見・質問事項	回 答
1. 開会 2. 抽出案件の審査・質疑応答 (1) 市道出水路木線道路改良工事（出水工区） （抽出理由） ・ 入札者数 22 者のうち、17 者が失格となっている。 失格者はいずれも工事価格の算出能力が高いと思われるのに、失格者があまりにも多く不自然さが伴う。	（担当課） 工事概要の説明 （事務局） 入札方式及び入札結果等の説明 （事務局） ・ 本工事については土木一式工事として積算、発注している。 この土木一式工事については、積算基準及び積算方法等について統一的なものであるため、発注者側の積算（官積算）と応札者側（民積算）における差は、ほとんど出ない状況である。 ・ 各入札参加者の応札金額については、近似値の狭い範囲内にあり、積算能力が高いがゆえに、このような事態が生じたのではないかと考えている。 ・ 今回 22 者の応札があったが、6,000 万円規模の入札にもかかわらず、最も高い金額と低い金額の差が 60 万円弱であり、その金額の範囲内にすべて入っていることから、ランダム係数しだいでは全ての業者に落札の可能性があった。 ・ 結果として、失格者が多数生じたことについては、最低制限価格のランダム係数が 1.0028 という高い数値が出たことが直接的な原因であろうと考えている。 ・ しかしながら、ランダム係数による失格については、当委員会でもたびたびご指摘を

(2) 原城跡崖面崩落防止工事（B－3工区） （抽出理由） ・一般競争入札、地域区分が県内本社という条件下の大型工事でありながら、参加数が5者と少なく競争が働き難いと感じます。その理由と改善余地はないのでしょうか。	いただいているとおり、係数しだいで失格者が多数発生したり、全者失格による不落が生じたりするなどしている。 ・このことについては、本市のみならず他の自治体においても抜本的な解決策が見いだせないまま、対応に苦慮している。 （事務局） ・多数の失格による事例は近隣市でも事例が多数あり、全者失格による再入札も行われている。 （担当課） 工事概要の説明 （事務局） 入札方式及び入札結果等の説明 （事務局） ・本工事については、崖面の崩落防止工事という内容であったため、発注区分（工種）は「とび・土工・コンクリート工事（法面工事）」とした。 ・南島原市に登録のある許可業者は全部で256者、そのうち長崎県内の業者数については174者であった。 今回の工事内容は県内業者で実施可能と判断したが、工事内容である「法面工事」における5000万円の完工高を要件としたところ、最終的には21者が参加対象であったので、競争性は担保できると判断した。 ・参加数が少なかった理由については、本工事が一般的な法面工事の工法ではなかったため、積極的な応札がなかったものと考えている。（特許：パンウォール工法（補強土壁工））
---	--

(委 員) ・ かごマット工法とは。 (委 員) ・ 時々見かける工法のようなが。 (委 員) ・ 今回の「パンウォール工法」については、指示をしたものか。 ・ 「かごマット工法」でできなかった理由は。 ・ 参加対象の 21 者が、「パンウォール工法」で施工できるかという確認はできていなかったのか。	・ 参加業者を増加させる方法としては、今回の参加要件として設定した 5000 万円の完工高金額を下げる、もしくは金額を撤廃することが考えられる。 ・ しかしながら、参加要件として完工高を設定し、実績を求めることについては、完成不履行を防止するための条件であるため、慎重に判断する必要があると思われる。 ・ 現状における改善余地の一つとしては、完工高ではなく、同種や同規模の工事経験のみにとどめ、より多くの参加者を募ることが考えられ、このことにつきましては、他団体の実施状況を参考に検討したい。 (担当課) ・ ステンレスの枠を製作し、その中に栗石を入れ（詰め）たものを多数製作し、階段状に積み上げていく工法である。 前面は透水性があり、背後の法面は保護できるという工法。 (担当課) ・ 河川工事でよく使う工法である。 (担当課) ・ 当該地は史跡ということであるため、工法については、専門委員会を検討し、文化庁、長崎県と協議を行って決定した。 ・ 基本的には「かごマット工法」であるが、史跡のため、法面を掘削できない部分があることや、前面が海岸に面しているため、施工幅が狭いことから、当該工法とした。 ・ 確認はしていない。
---	--

(委 員) ・確認しようとするば、できると思われるが、今回は完工高で決めているということか。 (委 員) ・完工高、5000 万円ということか。 (委 員) ・完工高ではなく、技術的にできるという契約書など、証明できるものを提出させれば、確認はできると思われるがどうか。 (委 員) ・「パンウォール工法」という工法を決定したのは、文化庁との協議で、環境によるものなのか、施工上なのか ・景観上ということもあるようだが、「パンウォール」の種類はいくつぐらいあるのか。 ・どちらかというと、景観上ではなく、まず施工性から決定し、文化庁と協議したということか。 ・「パンウォール工法」はNETIS（新技術情報提供システム）として国土交通省が主導していると思われるが、使用するブロックについては指定なのか。 ・完工高の 5000 万円の詳細は、1つの工事の完工高なのか、年間の完工高なのか。 ・そうであれば、モルタル吹きつけなどの工事についても含まれているということか。 ・完工高については、完工するための会社の体力を考慮しているものと考えてるが、その線引き（判断）は難しいと思う。	(事務局) ・完工高で決めている。 (事務局) ・そうである。 (事務局) ・今回は完工高を条件とした。 (担当課) ・施工上と景観上の両方である。 ・工法は1つであるが、前面の模様については崖面の色に合わせた着色を施す。 ・文化庁とは、緑化ができないか等の協議を行ったが、最終的に今回の工法とした。 ・パンウォールの協会があって、いくつかの会社が製作している。 (事務局) ・年間の完工高である ・そうである。 ・1つの工事（金額）で判断するのか、年間の完工高で判断するのか、難しい場合がある。
--	--

(抽出理由)

- ・落札者以外は、全て超過、高止まりの原因は。

・落札者以外は、全て超過、高止まりの原因は。

(事務局)

入札方式及び入札結果等の説明

- ・ 辞退了業者の理由は「配置する技術者がいない」ということであり、設計図書等の入札説明書に対しての質問もなかった。

- ・おそらく、特種な資材が多く、工事費全体に占める資材の金額割合が高かったため、積極的な応札にならなかったのではないかとと思われる。

・農業土木ということであるが、歩掛りについては、全面開示であるのか。

(担当課)

- ・建設（部門）と同様に、開示されている。

- ・ 資材費の割合が高いということであるが、資材単価の見積り及び公表については、どのように行ったのか。

(担当課)

- ・市の独自単価として、公表している。

・結果からすると、積極的な応札が見込まれる業者選定が必要ではないか。 市町村合併から年数も経過しており、地域偏重をどのように解消していくのか等の問題もあると思われる。 また、事前に配置技術者の確認・把握ができていれば、辞退が生じない業者を選定できるのではないかと考える。 また、地域性の重要性は十分理解できるが、判断基準において、新たな検討時期にきているのではないか。 ・入札の辞退理由において「技術者がいない」ということであれば、事前に把握した上で、指名すべきではないか。 (4) 市道塔之坂線外整備工事 (抽出理由) ・予定価格がランダム係数に基づき算出されているところ、落札価格も予定価格と同一で不自然さが伴う。	・指名のあり方だというふうに考えているが指名については、地域の重要性はあると考えている。 ・直近の辞退理由を詳細に聴き取りするなど、以後の指名に反映できるよう、技術者の把握に努めたい。 (担当課) 工事概要の説明 (事務局) 入札方式及び入札結果等の説明 (事務局) ・本工事については、辞退および不参加を合わせ3者が入札に参加していないことから、失格した業者を除き、落札意欲が低い入札案件であったと推測している。 ・今回の案件については、土木一式工事として発注しており、積算金額については、各業者とも精度の高い金額で把握されていたものと考えている。 ・これまでも、入札の結果として、落札価格と予定価格が同一となった事例はあるが、今回の件については、入札参加者の受注判断ではなかったのかと考えている。 ・今後の改善対策については、落札率の高い案件について、落札者を含めた起工内容の検証や見直しが大切ではないかと考えて
---	---

(委 員) ・落札意欲が低い、高いというのは利益率ということか。 (委 員) ・今回の落札率が100%であったことに対して、発注者としてどのように思われるか。 ・現場と積算差が生じてはいないか等の話はなかったのか。 ・では、何が原因であったのか。 ・今回のことを踏まえ、次回の積算に生かして（繋げて）いただきたい。 (5) 原城温泉真砂非常用発電機改修工事 (抽出理由) ・再々入札で設計変更（設計額の変更）をして落札に至ったと思われますが、不落の原因と変更の状況を説明願います。	いる。 ・辞退の取扱いについては、これまでも辞退理由等の聴き取りを行い、改善対策を行ってきた。 今後についても、現場状況に沿った設計がなされていたか（設計に関して問題はなかったか）など、辞退に至った詳細な理由の聞き取りを行い、引き続き辞退に対する対策を検討したい。 (事務局) ・落札意欲が高いということは、業者がとりつきやすい工事ということでもある。 今回の工事については、落札意欲が高まるような工事ではなかったのではないかと考えている。 (担当課) ・ランダム係数に起因したものであると考えている。 ・特になかった。 ・現場条件として、4工区あったことが、現場の管理として、厳しい条件となったことが考えられる。 (担当課) 工事概要の説明 (事務局) 入札方式及び入札結果等の説明 (担当課) ・今回の改修については、まず、積算のための参考見積りを徴取する必要があったた
--	---

(委 員) ・ 3 回目の入札では技師派遣費と部材を公開したということであるが、その関係で設計額が変わったのか。 ・ 2 回目の入札は、指名業者を全て入れ替えたのか。	め、この製品の製造元の業者に問い合わせたところ、「直接受注は行っておらず、関連する下請け会社から徴取してほしい」という回答があった。そのため、関連する業者を確認し見積りを徴取した。 ・ 参考見積り金額が高額であったため、改修ではなく、新設取替についても検討を行ったが、改修の場合より 2 ～ 3 倍規模の費用がかかるため、改修工事として起工した。 (1 回目入札) ・ 取扱い可能な業者を指名し入札を行ったが、参考見積り業者を含め、全て予定価格を超過して不落となった。 (2 回目入札) ・ 設計額を変更せず、入札参加業者を全て入れ替えて入札に臨んだが、2 回目も全て超過して再度不落となった。 (3 回目入札) ・ 参考見積と入札参加者から提出された「工事費内訳書」を確認したところ、技師派遣費に大きな開きがあったため、3 回目の入札については、設計を見直した上で、金額の大部分を占める技師派遣費と部材を公開した入札を行い、落札した。 ・ 以上のことから、見積り品の金額設定や入札説明書の表示方法が大きな原因ではなかったのかと考えている。 (事務局) ・ そうである。 ・ そうである。
---	--

3回目の入札には、2回目に参加した業者も入っているのか。 (委 員) ・積極的に応札された業者というのは、どういう意味か。 (委 員) ・技師派遣費が違っていたということであるが、内容はどのようなものであったのか。それ(金額)を、公開したということか	・3回目は設計内容を変更しているため、1回目と2回目の積極的な応札業者から選定を行った。 (事務局) ・応札率が低い業者のことである。 (担当課) ・部材等を取り扱っている製造元業者は直接請負を行っておらず、見積業者は全て関連する下請業者のものであったため、各業者における金額に差が出たのではないかと考えている。
(6) 多目的運動広場実施設計業務委託 (抽出理由) ・落札率は75.82%と低いが超過が6者と多い。 入札額が上下に割れた原因は。	(担当課) 工事概要の説明 (事務局) 入札方式及び入札結果等の説明 ・今回の業務内容については、多目的広場を整備することを目的とした総合的な設計業務で、詳細については、 ①地質調査・測量・広場設計業務(65%) ②クラブハウス新築実施設計業務(28%) ③開発行為設計業務(7%) という内容であったため、指名業者の選定条件については、土木関係コンサルタントの「都市計画・地方計画」の登録業者で、かつ、「測量業務」の登録がある業者から指名した。 - つまり、主たる業務内容が、総合的な計画を立てながら、測量・設計等を行うものであったため、今回の選定条件とした。 ・超過の主な要因については、「応札金額程度の費用はかかる」という意思表示と思われるが、おそらく、②クラブハウス新築実施設計業務の取扱いにおいて、大きな差が出たものと考えている。

(委 員) ・クラブハウスを別途発注する考えは、なかったのか。 3. 質疑案件 (1) 入札辞退が多いように思われる要因は。	・今回の業務については、「建築設計」であるため、要因の一つとして考えられることは、高い金額の応札業者については、この部分については自社で行わず、下請けするための費用確保としての結果ではなかったかと考えている。 ・今回の入札において、最低制限価格ぎりぎりのところで応札された業者については、いずれも南島原市に営業所がある業者であったことから、調査・測量などにおける地域的優位性等から落札意欲の高いものになったものと考えている。 (事務局) ・検討しないわけではなかったが、一括発注したほうが、安価となることが想定されたため、一括発注を行った。 (事務局) ・辞退者が多い工事については、災害もしくは災害防止工事が特に多く、辞退内容については、「配置する技術者がいない」という理由が多く見受けられる。しかしながら、一方では同日の他の工事については参加をされる業者もある。このことについては、各工事案件に対する受注意欲の差があることを示すものと考えている。 ・また、受注が多いため対応できないという理由もあるが、このことについては、指名する段階では各業者の下請け状況を把握することができていないため生じる問題である。 ・適切かつ公正な指名を行うためには、発注時期や各業者の受注状況などを少しでも多く得ておく必要があるため、これまで、公共工事の受注情報システムによる確認や辞退内容を明記してもらうなどの対策を講じてきた。
---	---

(委 員) ・技術者を考慮するのであれば、同日に行われる他の工事への指名を考えていただければ、辞退者も減少するのではないか。 (2) 工事の案件について、全体的に予定価格超過での不落が多く見受けられるが、その原因と対策はどうされるのか。 (委 員) ・辞退する理由も超過による入札も、結果的には同じではないかと考える。 業者が積算をする際に、想定外の費用がかかる、又はこれでは利益が見込まれないという意思表示ではないかと推量している。 今後も、受注しやすい積算に努めていただきたい。 (3) 特に、道路改良等の土木事業で、事業者の予定価格の積算に差異が無く、最低制限のランダムが1.0を超えた時、多くの失格が出て、まさに「クジに当る状況」が生じています。こうしたことの問題点はないのでしょうか。	・しかしながら、現状においても未だに辞退が多い状況であるため、引き続き辞退に対する対策を検討したい。 (事務局) ・承知した。 (事務局) ・予定価格が超過する入札結果については、災害復旧工事、又は災害防止に関連する工事等に多く見らる。 ・その理由については、「現場条件によるもの（条件が悪い）」等があげられるが、その対策については、現在、現場条件を考慮した積算を行うよう改善指示をしている。 ・具体的には、補助事業の場合、対象にはならない部分については単独費を充てるなどして、受注者が不利にならないよう、できる限り受注しやすい積算に努めている。 (事務局) ・承知した。 (事務局) ・最低制限価格におけるランダム化（係数）については、入札の透明性及び公正性を図り、また、不正防止に対する有効的手段として、長崎県をはじめ、県内の多くの自治体でも運用している制度である。
---	---

(委 員) ・今の状況の中では、ここ（現制度）に落ち着いたところであることは、理解できるが、結果として、受注意欲が低い人が、逆に落札してしまう状況も出ているので、今後も検討を重ねていただきたい。	・委員ご指摘の件については、本市のみならず、本制度を運用している自治体において頻繁に生じている状況にある。 ・ランダム係数しだいで、当落が決定する現在の方式については、委員の皆様からこれまで継続的にご指摘いただいている課題であるが、未だに、抜本的な解決策を見いだせない状況にある。 ・「最低制限価格の率を下げる、または撤廃する」、「低入札価格制度を導入する」等の手法も解決策の一つではあるが、「最低制限価格」については、不当廉売や入札参加者相互の低価格による競争に直結し、「低入札価格制度」についても、結局は入札参加者の負担が大きくなるため、現実的ではないと考えている。 ・この様な状況ではあるが、今年度から新たに開始する「履行確実性評価方式」が一つのヒントになるのではないかと考えている。 これは総合評価落札制度（特別簡易型）における落札者の決定方法についての新しい方式である。 ・この方式は、これまでの最低制限価格を下回った場合においても失格とはせず、評価値を下げる方式である。 本年度、総合評価による入札を5件予定しており、その結果を踏まえ、本委員会の委員皆様の助言をいただきながら、より良い入札制度を目指したい。 (事務局) ・承知した。
--	--

4. 総合評価落札方式 5. その他 (委員長) これをもちまして、平成 30 年度 第 1 回 南島原市入札監視委員会を閉会いたします。	※別添資料（次頁以降）のとおり (事務局) ・次回（第 2 回）の委員会を 12 月に開催し、 平成 31 年 3 月には、今期（H29～30 年度） の成果をまとめ、市長へ「提言」する予定。
---	---

4 . 総合評価落札方式

新たな制度による総合評価落札方式（特別簡易型）入札の実施について

南島原市ではこれまで、「総合評価落札方式（特別簡易型）（以下、総合評価という。）」において最低制限価格制度を適用してきましたが、国等からの通知により、総合評価の性質上「適用できない」とされたため、今後当分の間、総合評価の入札に限り、新たな制度（履行確実性評価方式）により試行実施いたします。

実施につきましては、概ね、長崎県の制度を準用して実施いたしますので、入札参加業者各位におかれましては、制度に関するご理解とご協力をお願いいたします。

1. 履行確実性評価方式について

従来の最低制限価格による入札とは異なり、入札参加者の入札価格が履行確実性確保価格（設計額の 90%）を下回った場合においても失格とはならず、履行確実性が低下するとして、算出式により評価値に反映させる方式です。

《 主な内容 》

- （１）総合評価に限り、本方式で実施します。（それ以外は従来どおり）
- （２）履行確実性確保価格を下回っても、評価値が低下するのみで、「失格」とはなりません。
- （３）算出式のみにより、評価値を求める方法です。
- （４）入札参加者の提出書類は従来どおりです。
- （５）入札後の書類審査及びヒアリング等ありません。

2. 従来方式（最低制限価格）との相違点

項 目	最低制限価格	履行確実性評価価格
適用入札方式	指名・一般競争	総合評価
事前ランダム	係数：0.999～1.001 ±0.1%の範囲	係数：1.000～1.001 +0.1%の範囲
公開ランダム	係数：0.995～1.005 ±0.5%の範囲	係数：1.000～1.01 +1.0%の範囲
失 格	有 り	無 し

3. 適用開始日

平成 30 年 8 月 1 日以降に公告する総合評価による入札案件に適用します。

4. その他

制度に関する要綱、要領及び様式などについては、南島原市ホームページでご案内しています。

総合評価落札方式における新しい評価値算出方法について

【従来】最低制限価格方式における評価値算出式

〇〇工事

予定価格	100,000,000
最低制限価格	90,400,000

入札結果一覧表

業者名	入札額	標準点	加算点	評価値	結 果	算出式
A 社	90,200,000	100	4.3	115.632	失 格	下記
B 社	90,600,000	100	4.2	115.011	落 札	①と
C社	89,800,000	100	4.1	115.924	失 格	同じ

※ 最低制限価格を下回った価格をもって応札したものは失格とする。



【新】履行確実性価格方式における評価値算出式

〇〇工事

予定価格	100,000,000
履行確実性評価価格	90,400,000
履行確実性確保価格	90,000,000

入札結果一覧表

業者名	入札額	標準点	加算点	評価値	結 果	算出式
A 社	90,200,000	100	4.3	115.376	落 札	②
B 社	90,600,000	100	4.2	115.011		①
C社	89,800,000	100	4.1	114.901		③

※ 低い入札額でも、応札金額だけでは失格とせず、金額に応じて評価を低減する。

◇履行確実性評価方式における評価値算出式

① 入札価格が「履行確実性評価価格」以上の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \times 100,000,000$$

② 入札価格が「履行確実性確保価格」以上「履行確実性評価価格」未満の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{履行確実性評価価格}} \times 100,000,000$$

③ 入札価格が「履行確実性確保価格」未満の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{履行確実性評価価格} + (\text{履行確実性確保価格} - \text{入札価格})} \times 100,000,000$$

【別紙1】 履行確実性評価方式について（変更点）

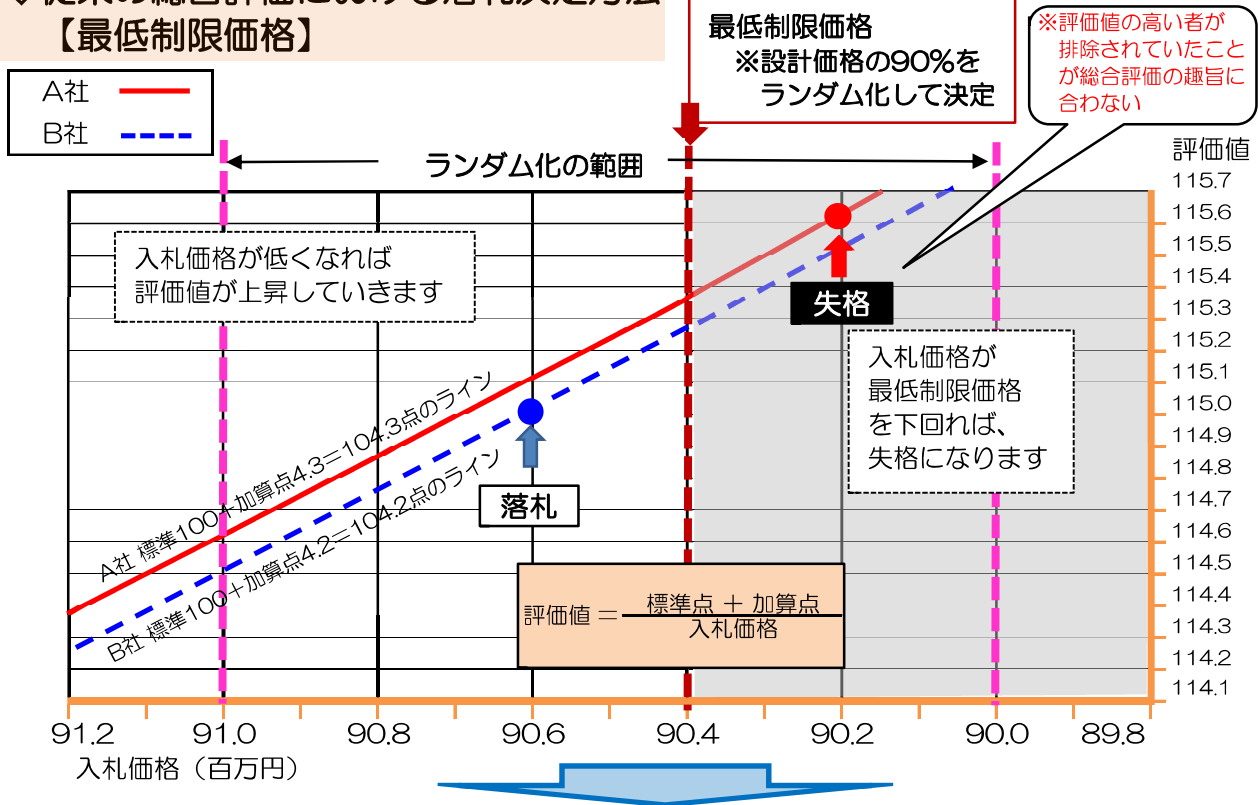
■ 履行確実性評価方式導入による変更点（総合評価落札方式）

〔例〕 ○○工事

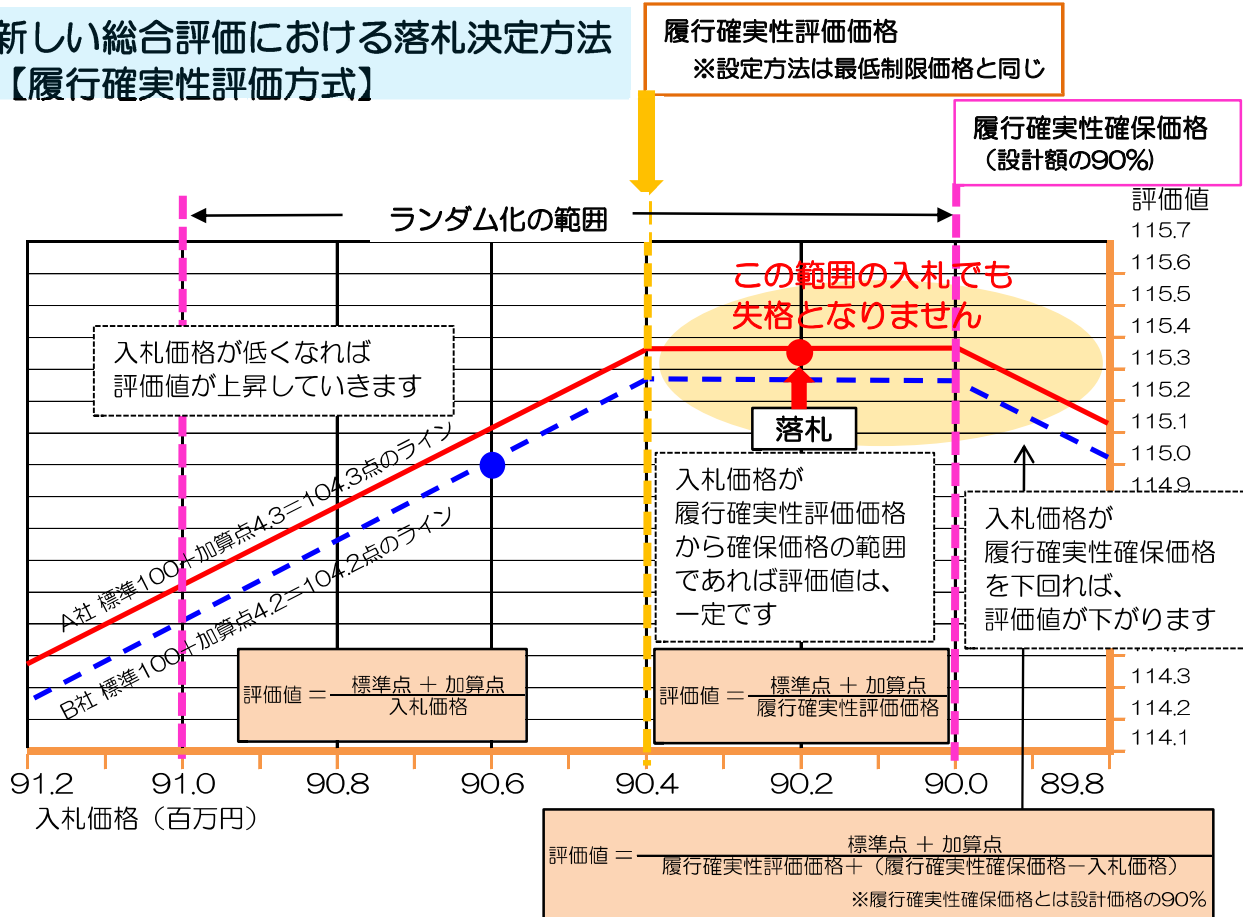
設計価格 100,000,000円
 設計価格の90% 90,000,000円
 最低制限価格 90,400,000円（ランダム化の範囲内で決定）

（新しい方法では）
 履行確実性確保価格
 履行確実性評価価格

◇ 従来の総合評価における落札決定方法 【最低制限価格】



◇ 新しい総合評価における落札決定方法 【履行確実性評価方式】



履行確実性評価方式試行要領

平成30年 7月17日 30南管財第173号

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式による一般競争入札（以下「総合評価落札方式」という。）により実施する履行確実性評価方式における評価の方法及び契約の履行について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 履行確実性評価方式とは、低価格による入札は、工事の履行の確実性が低下するものとして、評価値の算出に反映させるために、履行確実性評価価格及び履行確実性確保価格を設定し、履行確実性確保価格を下回る入札においては、その乖離額に応じて評価値を低減させる評価方式である。

(履行確実性評価価格の決定)

第3条 履行確実性評価価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）は、「建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱（平成30年7月17日付け30南管財第170号）（以下「事務処理要綱」という。）に基づき算定するものとする。

(履行確実性確保価格の決定)

第4条 低価格での入札による契約は、契約の不履行等を招く恐れがあることから、工事の適正な履行を確保するため、履行確実性確保価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）を設定するものとする。

2 履行確実性確保価格は、設計金額（消費税及び地方消費税を除く）に、10分の9を乗じた金額（千円未満の金額は切り捨てる。）とする。

(落札仮決定者の決定)

第5条 入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」をもって入札に参加し、第6条に規定する算定式によって決定した「評価値」の最も高い者を落札仮決定者とする。

2 落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、以下のとおりとする。

(1) 加算点並びに入札価格が同等の場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

(2) 対象となる者の全てが、履行確実性評価価格以上の範囲内で入札した場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

(3) 上記以外の場合

最低の価格を持って入札した者を落札仮決定者に決定する。

3 落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者とすることがある。

4 落札仮決定者は次の(1)～(2)の要件に該当する者であること。

(1) 入札価格が予定価格範囲内であること。

(2) 評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

基準評価値＝（標準点／予定価格）×100,000,000

(総合評価の方法)

第6条 第3条により決定した履行確実性評価価格及び第4条により決定した履行確実性確保価格を基準に、下記に示す算定式により評価値を決定するものとする。

(1) 入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

評価値＝「（標準点＋加算点）／入札価格」×100,000,000

(2) 入札価格が「履行確実性評価価格」未満「履行確実性確保価格」以上の場合

評価値＝「（標準点＋加算点）／履行確実性評価価格」×100,000,000

(3) 入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

評価値＝「（標準点＋加算点）／（履行確実性評価価格＋（履行確実性確保価格－入札価格）」×
100,000,000

なお、入札価格の単位は円とし、評価値の端数処理は行わないこと。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

（落札者仮決定の通知）

第7条 落札者仮決定の通知は、総合評価試行要領に基づき通知を行うものとする。

2 落札仮決定者は、別紙1により契約の辞退を申し出ることができるものとする。

3 辞退の申し出を行った者の入札は無効として取り扱うものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は別に定める。

（施行期日）

この要領は、平成30年8月1日から施行する。